(19) 世界知的所有権機関 国際事務局





PC

(43) 国際公開日 2008年2月28日(28.02.2008)

WO 2008/023784 A1

(51) 国際 f 許分類:

 A61K 31/5575 (2006.01)
 A61K 47/04 (2006.01)

 A61K 9/16 (2006.01)
 A61K 47/36 (2006.01)

 A61K 9/20 (2006.01)
 A61P 9/00 (2006.01)

 A61K 45/00 (2006.01)
 A61P 9/10 (2006.01)

 A61K 45/00 (2006.01)
 A61P 27/02 (2006.01)

(21) 国際出願番号: PCT/JP2007/066430

(22) 国際出願日: 2007 年8月24 B (24.08.2007)

(25) 国際出願の言語: B本語

(26) 国際公開の言語: B本語

(30) 優先権子一タ: 特願2006-228590 2006年8月25日(25.08.2006) JI

- (71) 出願人 (米国を除 < 全ての指定国について): 学校法人昭和大学 (SHOWA UNIVERSITY) [JP/JP]; 〒1428555東京都品川区旗の台1丁目5番8号 Tokyo (JP). 小野薬品工業株式会社 (ONO PHARMACEUTICAL CO., LTD.) [JP/JP]; 〒5418526 大阪府大阪市中央区道修町二丁目1番5号 Osaka (JP).
- (72) 発明者; および
- (75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 綾木 雅彦 (AYAKI, Masahiko) [JP/JP]; 〒2278501 神奈川県横浜市青葉区

藤 が 丘 1 — 3 0 昭和 大学 *講*が 丘病 院 内 Kanagawa (JP).

- (74) it理人: 大家 邦久 , 外(OHIE, Kunihisa et al.); 〒 1030013 東京都中央区 日本橋人形町二丁目 1 4 番 6 号セルバ人形町 6 階 大家特許事務所 Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, E≤, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.
- (84) 指定国 侵:示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), -xーラシT (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, PL, PT, Rの, SE, SI, SK, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:

一 国際調査報告書

- (54) Title: AGENT FOR AMELIORATION OF OPHTHALMIC CIRCULATORY DISORDER
- (54) 発明の名称: 眼循環障害改善用剤
- (57) **Abstract:** Disclosed is an agent for ameliorating an ophthalmic circulatory disorder for orally administering limaprost to a patient with the ophthalmic circulatory disorder in an amount of 5 to 50 (*t* g per day for a period of 2 to 72 weeks. The agent can be administered orally to ameliorate the ophthalmic circulatory disorder, and treat a symptom induced by the ophthalmic circulatory disorder and/or prevent the progress of the symptom. Further, the agent can shorten the period required for disappearance of the hemorrhage of the optic fundus associated with the ophthalmic circulatory disorder and also shorten the period required for the recovery of decreased visual acuity and/or the amelioration of a visual field disorder.

(57) 要約: 本発明は眼循環障害患者に、1 日あたり $5 \mu g$ から $5 O \mu g$ のりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼循環障害改善用剤を提供する。本発明の剤によれば経口投与により、眼循環障害が改善され、眼循環障害に起因する症状の治療および/または進展を抑制することができる。さらに、眼循環障害に起因する疾患に伴う眼底出血の消失期間を短縮し、それに伴う視力低下の回復および/または視野障害改善までの期間を短縮することができる。



A1 |||

明細苦

眼循環障舌改苦用剤

技術分野

[0001] 本発明は、眼循環障告改苦用剤に関する。さらに詳しくは、眼循環障告忠者に、1 日あたり5 μ gから5 $0/\iota$ gのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼循環障告改苦用剤に関する。

背景技術

- [0002] 眼球の血管には、網膜血管系と毛様体血管系とがある。網膜血管系は、内頚動脈由来の眼動脈の枝が視神経にはいり、網膜に達するもので、視神経乳頭で多数の枝に分かれる。網膜のうち内境界膜から外網状屑までの血流は網膜血管が担うが、それより内側の外願粒屑から色素上皮層までは毛様体血管系からくる脈絡膜血管が担う。網膜および脈絡膜に分布する血管はそれぞれ網膜中心動静脈および短後毛様体動静脈の分枝で、神経線維屑を走行し、視神経に酸素ならびに栄養を供給する役割を担っている。内頚動脈や眼動脈等の動脈硬化、高血糖による血流障告、網脈絡膜血管の痙撃、血栓、栓子等の要因により眼循環に障告を生じると、視神経への酸素ならびに栄養の供給が閉ざされ、種々の症状を呈する。
- [0003] 眼循環障告に起因する症状として、網膜血管閉塞症(網膜中心動脈閉塞症、網膜動脈分枝閉塞症、網膜中心静脈閉塞症、網膜静脈分枝閉塞症等)、糖尿病網膜症(単純網膜症、増殖前網膜症、増殖網膜症、増殖停止網膜症等)、高血圧性眼底、動脈硬化性網膜症、血管擊縮性網膜症、高血圧性網膜症、腎性網膜症、高血圧性視神経網膜症、中心性網脈絡膜症(中心性漿液性網脈絡膜症等)、黄斑変性症(加齢黄斑変性等)、網膜色素変性症、虚血性視神経症、一過性黒内障、眼虚血症候群等がある。また、これらに伴って、視神経萎縮、網膜血管炎、眼底出血(網膜出血、硝子体出血等)、網膜浮腫、黄斑浮腫、血管新生、網膜白斑(硬性白斑、軟性白斑等)等が引き起こされ、視力低下や視野障告(視野が暗い、視野狭窄、視野暗点等)、霧視、変視、中心暗点、飛蚊症、頭痛、眼痛等が症状として現れる。さらに、種々の合併症(低循環網膜症、虹彩ルベオーシス、血管新生緑内障、網膜剥離等)が

引き起こされる可能性もある。これらに対しては、各症状に応じて、適宜レーザー光 凝固、眼球マッザージ、高圧酸素療法、前房穿刺、硝子体手術等の処置や、薬物投 与等の治療が施される。しかし、これら治療法では十分に治療することが出来ない場 合もある。

[0004] 上記の症状を治療する薬物の一つとして、静注用PGE製剤が知られている。これまでに、静注用リポベニPGE製剤を網膜静脈閉塞症患者に毎日あるレンは1日毎に4回乃至12回(10はg/回)静脈内投与したところ、眼底周辺部の出血の減少がみられたが、黄斑部の出血や浮腫、および視力に対しては十分な効果がみられなかったことが報告されている(非特許文献1)。

また、網膜静脈閉塞症忠者にPGE製剤(1日あたり 40_{tt} g $\sim 0_{tt}$ g)を $7\sim 19$ 日間点滴静注したところ、 60_{tt} g $\sim 0_{tt}$ g投与した忠者においては、出血の吸収、黄斑浮腫の減少、視力の回復がみられたが、 40_{tt} g $\sim 0_{tt}$ g投与した忠者においては効果がみられないことが報告されており、投与呈や投与期間によっては、静注用PGE1製剤は網膜静脈閉塞症に効果がない(非特許文献2)。

- igl[0005 igl] また、 $igl(PGE_1)$ 製剤以外の $igl(PGE_2)$ 製剤として、 $igl(PGE_2)$ は誘導体が網膜疾忠治療剤として有効であることが開示されている(特許文献 $igl(PGE_2)$ に
- [0006] 一方、 η マプロストを含有する製剤は、末梢循環改苦作用を有する経 \Box PGE 製剤として既に臨床現場で用いられており、安全な医薬品として知られている。 η マプロストを含有する製剤である η マプロストアルファデクス錠は、末梢循環障告の予防および/または治療剤として有用であり、特に慢性疾忠である閉塞性血栓血管炎や腰部脊柱管狭窄症等の症状改苦に大変有用な薬剤である。 η マプロストは血管拡張作用、血小板凝集抑制作用等を有し、末梢循環を改苦することが知られている。しかしながら、経 \Box PGE 製剤が眼循環障告を改苦するといっことは報告されておらず、具体的に経 \Box PGE 製剤をどの用呈で、どのよっに用いれば眼循環障告に起因する症状に対して治療効果が得られるのかについては記載も示唆もされていない。
- [0007] 非特許文献1:眼科臨床医報 87(12)、2643 2647頁、1993 年 非特許文献2:日本眼科紀要 37(9)、1366—1371頁、1986 年 特許文献1:特開平8—31 **0**955 号公報

発明の開示

発明が解決しよっとする課題

[0008] 本発明の目的は、経口投与可能で優れた利便性を有する、安全な眼循環障告改 苦用剤を提供することにある。

課題を解決するための手段

[0009] 本発明者は、眼循環障告忠者にリマプロストを1日あたり5ょgから50ょg、2週乃至72週間経口投与することにより、眼循環障告が改苦され、また網膜血管閉塞症等の眼循環障告に起因する症状の治療および/または進展抑制に効果があることを見出した。

さらに本発明者は、眼循環障告忠者に、1日あたり5ょgから5 0ょgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼循環障告改苦用剤を用いれば、眼底周辺部のみならず、黄斑部の出血や浮腫までも改苦し、視力低下等の症状を改苦することができることを見出し、加えて眼循環障告に起因する疾忠に伴う眼底出血の消失期間を短縮し、それに伴う視力低下の回復および/または視野障告改苦までの期間を短縮し得ることを見出し、本発明を完成した。

- [0010] 本発明は、以下の構成からなる眼循環障告改苦用剤等に関する。
 - [1]眼循環障告忠者に、1日あたり5ょgから50ょgのりマプロストを2週乃至72週間 経口投与するための眼循環障告改苦用剤。
 - [2] 眼循環障告に起因する症状の治療用および/または進展抑制用である前記1 記載の剤。
 - [3] 眼循環障告に起因する症状が、網膜血管閉塞症または糖尿病網膜症である前記2記載の剤。
 - [4]投与期間が4週乃至15週間である前記1記載の剤。
 - [5]1 日1回乃至3回経口投与するための前記1記載の剤。
 - [6]1回あたり5はgまたは10はgのりマプロストを、1日3回、経口投与するための前記5記載の剤。
 - [7]1回あたり5ょgまたは10ょgのりマプロストを、1日3回、4週乃至15週間経口投与するための前記6記載の剤。

- [8]錠剤、カブセル剤または願粒剤である前記1記載の剤。
- [9]血管拡張用、血川、板凝集抑制用、赤血球変形能九進用、活性酸素産生抑制用、出血吸収促進用および/または血管新生抑制用である前記1記載の剤。
- [10] 眼循環障告に起因する症状が、視神経萎縮、網膜血管炎、眼底出血、網膜浮腫、黄斑浮腫、血管新生および/または網膜白斑である前記2記載の剤。
- [11] 眼循環障告に起因する症状が、視力低下、視野障告、霧視、変視、中心暗点、飛蚊症、頭痛および/または眼痛である前記2記載の剤。
- 「12」治療用が眼底出血の消失期間短縮用である前記2記載の剤。
- [13]治療用が眼底出血に伴う視力低下の回復および/または視野障告改苦の期間短縮用である前記2記載の剤。
- [14] 眼循環障告に起因する症状に伴う合併症の治療用および/または予防用である前記1記載の剤。
- [15]合併症が、低循環網膜症、虹彩ルベオーシス、血管新生緑内障および/または網膜剥離である前記14記載の剤。
- [16] 眼底出血が、網膜血管閉塞症または糖尿病網膜症に伴う眼底出血である前記 12記載の剤。
- [17⁻網膜血管閉塞症忠者に、1日あたり5ょgから5 0ょgのりマプロストを2週乃至72 週間経口投与するための眼底出血の消失期間短縮用剤。
- [18]1回あたり5_はgまたは10_はgのりマプロストを、1日3回、2週乃至52週間経口投与するための前記17記載の剤。
- [19¹網膜血管閉塞症忠者に、1日あたり5はgから50はgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼底出血に伴う視力低下の回復および/またほ視野障害改苦の期間短縮用剤。
- [20]1回あたり5 はgまたは10 はgのりマプロストを、1日3回、2週乃至52週間経口投与するための前記19記載の剤。
- [21]1回あたり5 はgまたは1 0はgのりマプロストを、1 日3回、4週乃至15週間経 口投与するための前記18または2 0記載の剤。
- [22」糖尿病網膜症忠者に、1 日あたり5ょgから5 0ょgのりマプロストを2週乃至72週

間経口投与するための眼底出血の消失期間短縮用剤。

[23]1回あたり5 はgまたは10はgのりマプロストを、1日3回、2週乃至52週間経口投与するための前記22記載の剤。

[24¹糖尿病網膜症患者に、1日あたり5はgから50はgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼底出血に伴う視力低下の回復および/または視野障告改苦の期間短縮用剤。

[25]1回あたり5 はgまたは1 0はgのリマプロストを、1 日3回、2週乃至52週間経 口投与するための前記24記載の剤。

[26^{-1}]マプロストと、循環改苦薬、血栓溶解薬、抗凝固薬、抗血小板薬、血管拡張薬、ビタミン薬、ヨウ素薬、 α ブロッカー、プロスタグランジン製剤、低分子デキストランおよび止血薬から選択される1種以上とを細み合わせて投与するための請求項1記載の剤。

[27] 眼循環障告忠者に対し、1日あたり5ょgから50ょgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与することを特徴とする眼循環障告改苦方法。

[28] 眼循環障告に起因する症状の治療および/または進展抑制方法である前記27記載の方法。

[29]1 日あたり5 は gから5 0は gのりマプロストを2週 乃至72週 間経 口投与するための 眼循環障告改苦用剤。

[30] 眼循環障告改苦剤が眼循環障告に起因する症状の治療用および/または進展抑制用剤である前記29記載の剤。

発明の効果

[0011] 本発明は、眼循環障告忠者にリマプロストを1 日あたり5ょgから5 0ょg、2週乃至7 2週間経口投与することで眼循環障告が改苦されることを開示し、経口投与可能で優れた利便性を有する、安全な眼循環障告改苦用剤、すなわち 眼循環障告忠者に、1 日あたり5ょgから5 0ょgのリマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼循環障告改苦用剤」(以下「本発明の剤」と略記することがある。)を提供するものである。本発明の剤を用いれば、眼循環障害が改苦され、眼循環障害に起因する症状の治療および/または進展を抑制することができる。さらに、眼底周辺部に加え黄

斑部の出血や存腫か改苦されるのて視力低下等の症状を改苦することかてき、また 眼循環障害に起因する疾中に伴う眼底出血の梢矢期間、およひそれに伴う視力低 下の回復およひ/または視野障告改苦まての期間を短縮することかてきる。

発明を実施するための最良の形態

[0012] 本発明の剤は、有効成分としてリマプロストを含有し、眼循環障告申者かりマプロストを1 日あたり5ょgから5 0ょg、2魍乃至72魍間経 ロ服用するための剤であれは制限なく、例えは、有効成分であるりマプロストかそのままの形で、あるいはその塩やそのシクロテキストリン包接化合物の形で含まれていればよい。

リマプロストとは、下記記、

[化1]

[0013] また、リマプロストのシクロテキストリン包接化合物としては、例えはリマプロストの B ーシクロテキストリン包接化合物、『ーシクロテキストリン包接化合物、及ひ v ーシクロテキストリン包接化合物などか挙 けられるか、なかても下記式、

[化2]

ーシクロデキストリン包接化合物 (Registry N_0 . 100459-01-6) であり、一般に、リマプロスト アルファデクスとして知られている。これは第十五改正日本薬局方に収載されている「リマプロスト アルファデクス」と同義である。

[0014] 本発明においては、特に断わらない限り、当業者にとって明らかなように記号 [化3]

,,00

は紙面の向こう側(すなわち 月一配置)に結合していることを表わし、

[化4]



は紙面の手前側(すなわちょ一配置)に結合していることを表わす。

[0015] また、リマプロストの塩は、非毒性の塩、特に薬学的に許容される塩であり、このょうな塩としてナトリウム塩またはカリウム塩が挙げられる。

本発明の剤においては、りマプロストをりマプロストの e ーシクロデキストリン包接化合物、すなわちりマプロスト アルファデクスの形で含有するものが好ましい。

[0016] 木明細菩中、「眼循環障告」とは眼の周辺の血管(例えば、網膜血管、脈絡膜血管)における血液循環に障告が起こることをいう。本発明の剤は眼循環障告を改苦する作用を有し、なかでも網膜または脈絡膜における血液循環障告、すなわち網脈絡膜循環障告を改苦する作用を有する。

また木明細菩中、『眼循環障告忠者』とは眼循環障告を有する忠者をいう。

- [0017] 本発明において、治療」とは症状を治癒の方向へ導くことを意味し、進展抑制」とは症状の進展・悪化を抑制しまたは症状の進行をとどめることを意味する。本発明の 剤は、眼循環障告を改苦するので、眼循環障告に起因する症状を治療および/また は進展を抑制する。
- [0018] 本発明において、「眼循環障告に起因する症状」とは、眼循環の障告によって引き起こされる疾忠、該疾忠によって二次的に発生する疾忠、およびそれらに伴う症状を意味する。
- [0019] 眼循環障告に起因する症状としては、具体的に、網膜血管閉塞症(網膜中心動脈 閉塞症、網膜動脈分枝閉塞症、網膜中心静脈閉塞症、網膜静脈分枝閉塞症等)、

糖尿病網膜症(単純網膜症、増殖前網膜症、増殖網膜症、増殖停止網膜症等)、高血圧性眼底、動脈硬化性網膜症、血管轡縮性網膜症、高血圧性網膜症、腎性網膜症、高血圧性視神経網膜症、中心性網脈絡膜症(中心性漿液性網脈絡膜症等)、黄斑変性症(加齢黄斑変性等)、網膜色素変性症、虚血性視神経症、一過性黒内障、眼虚血症候群等が挙げられるが、これらに限定されるものではない。中でも、本発明の剤は、網膜血管閉塞症または糖尿病網膜症に有効である。

- [0020] 本発明において、網膜血管閉塞症とは、網膜血管が閉塞する疾忠であり、閉塞部位によって、網膜中心動脈閉塞症、網膜動脈分枝閉塞症、網膜中心静脈閉塞症、網膜静脈分枝閉塞症に分類される。本発明の剤は何れの網膜血管閉塞症にも有効であるが、特に、網膜静脈閉塞症(例えば、網膜中心静脈閉塞症、網膜静脈分枝閉塞症)に有効である。
- [0021] 本発明において、糖尿病網膜症としては、糖尿病を原因として網膜に障告が生じた状態であれば全てを包含する。例えば、単純網膜症、増殖前網膜症、増殖網膜症、増殖停止網膜症等の何れの病期に分類されるものであっても構わない。なお、単純網膜症は網膜血管の典常のみの段階、増殖前網膜症は虚血部分(血液が行き届いていない部分)が確認できるものの新生血管は発生していない段階、増殖網膜症は新生血管が発生しそれが硝子体近傍まで増殖した段階、増殖停止網膜症は治療により病状が安定している段階をいう。本発明の剤は何れの糖尿病網膜症にも有効であるが、特に単純網膜症に有効である。
- [0022] また、本発明の剤は、前記の症状に伴う視神経萎縮、網膜血管炎、眼底出血(網膜出血、硝子体出血等)網膜浮腫、黄斑浮腫、血管新生、網膜白斑(硬性白斑、軟性白斑等)等にも有効であり、とりわけ、眼底周辺部のみならず黄斑部の出血を含む眼底出血、および網膜白斑に対して有効である。なかでも、網膜血管閉塞症または糖尿病網膜症に伴う眼底出血に有効である。さらに、これらによって引き起こされる視力低下や視野障告(視野が暗い、視野狭窄、視野暗点等)、霧視、変視、中心暗点、飛蚊症、頭痛、眼痛等の症状を改苦する。

特に、本発明の剤を眼循環障告忠者、なかでも眼底出血を伴う忠者に投与すると、 眼底出血の消失までの期間に短縮傾向が認められる。その期間短縮の程度は標準 的な治療(例えば、循環改苦薬(カッジノゲナーゼ等)、止血薬(カルバゾクロムスルホン酸ナトッウム、トラネキザム酸等)、ビタミンE(酢酸トコフェロール)の投与)と比較して約20万至30%の短縮であり、例えば、眼底からの出血消失が約3ヶ月と見込まれる忠者において、本発明の剤を投与することにより約2ヶ月に短縮された。また、眼底出血の消失に伴って、視力回復、視野障告の改苦までの期間も同様に、標準的な治療と比較して約20万至30%の短縮が認められた。例えば、本発明の剤を5日乃至2週間投与することで眼底出血、視力回復、視野障告等の症状の改苦が認められ、4週乃至15週間投与することでさらなる効果が認められた。

- [0023] さらに、本発明の剤は、前記症状に伴う種々の合併症(低循環網膜症、虹彩ルベオーシス、血管新生緑内障、網膜剥離等)等を治療および/または予防することができる。
- [0024] 本発明の剤が有する上記の優れた効果は、如何なる作用メカニズムによるものであっても構わないが、有効成分であるりマプロストが有する血管拡張作用、血小板凝集抑制作用、赤血球変形能力進作用、活性酸素産生抑制作用、出血吸収促進作用および/または血管新生抑制作用等に因るところが大きい。

りマプロストは血管拡張作用、血小板凝集抑制作用等を有し、末梢循環の改苦が知られていたが、眼循環障告改苦に関しては、これまでに示唆も報告もされていない。本発明の剤の血管拡張作用、血小板凝集抑制作用等によって、眼循環が改苦されることは、本発明で初めて見出された知見である。

- [0025] 赤血球は、それ自身よりも細い毛細血管を通過する際、形を変形させ毛細血管を通過する能力がある。これを「赤血球変形能」れづ。赤血球変形能が低下すると、血管が詰まりやすくなり、血液の循環が悪くなる。本発明の剤は赤血球変形能力進作用を有し、血液循環、とりわけ毛細血管の循環を改苦することができる。
- [0026] また、本発明の剤は活性酸素産生抑制作用も有するため、細胞の酸化を抑制し、細胞を保護することができる。
- [0027] また、眼循環障告に起因する症状は出血を伴うことがあり、眼底出血や網膜浮腫の原因となる。本発明の剤を、出血がみられる忠者に投与すると、眼の血液循環が改苦され、出血の吸収を促進することができる。

- [0028] さらに、眼循環障告によって眼の虚血状態が続くと酸素欠乏を補っために新生血管が出現する。新生血管はもろく出血しやすいため、硝子体出血、網膜剥離、血管新生緑内障等の合併症を引き起こす原因となる。本発明の剤は眼循環を改苦することで、眼虚血による血管新生を抑制することができる。
- [0029] 本発明の剤によって、眼循環障告改苦効果が得られているか否かは、公知の方法によって判断することができる。例えば、視野測定、視力測定、眼底写真評価(出血の程度を評価)、OCT (optical coherence tomography;光コヒーレンス断層撮影装置)による網膜構造評価、網膜温度測定(眼球表面の血流呈を推測)等によって、眼循環障告改苦効果および眼循環障告に伴う種々の症状の治療や進展抑制効果を測定することが可能である。
- [0030] この他、眼循環障告改苦作用や眼循環障告に起因する症状の程度を判断できる 方法であればどのような方法でもよい。
- [0031] 本発明の剤は眼循環障告忠者に適用される。また、なかでも眼循環障告に起因する症状を有する忠者に対して投与することが好ましく、とりわけ、網膜血管閉塞症忠者または糖尿病網膜症忠者に対して投与することが好ましい。
- [0032] 本発明において、本発明の剤に含まれるリマプロストの最としては、有効性を示す呈であればどのよっな呈でもよいが、大人1日あたりの投与呈は、リマプロスト呈として5ょgから50ょgが好ましく、15ょgまたは30ょgがさらに好ましい。また、1回あたりの投与呈は5ょgまたは10ょgが好ましい。リマプロストを、リマプロストのシクロデキストリン包接化合物(例えば、リマプロスト アルファデクス)として投与する場合は、リマプロストのシクロデキストリン包接化合物中に含まれるリマプロストが1日あたり5ょgから50ょg、好ましくは15ょgまたは30ょg投与されるよっな呈に換算して投与すればよい。投与方法としては、1日1回乃至3回投与することが好ましく、特に1日3回、朝、昼、晩、好ましくは毎食後に投与することが好適である。また、投与期間は、有効性を示す期間であればどのよっな期間でもよく、また症状の種類および重症度によっても典なるが、例えば、2週乃至72週間が好ましい。さらに好ましくは2週乃至52週間、またさらに好ましくは4週乃至15週間、特に好ましくは6週乃至15週間である。

- [003] 本発明において、本発明の剤の投与経路は経口投与であり、経口投与する場合の 剤型としては、固形製剤(例えば、錠剤、願粒剤、カプセル剤等)であることが好まし い。該固形製剤において、りマプロストは、りマプロストアルファデクスとして含有され ていてもかまわない。さらに好ましくは錠剤(例えば、素錠、有核錠、コーティング錠、 三屑錠等) である。また錠剤は口腔内速朋錠等の徐放性製剤であってもよい。 りマプ ロストを含有する錠剤としては、例えば、オパルモン錠(商品名)、プロレナール錠(商 品名)、オパプロスモン錠(商品名)、オプチラン錠(商品名)、ゼフロプト錠(商品名) 、りマルモン錠 (商 品名)、りマプロストアルファデクス錠 5 ょg [F](商 品名)、オルファ ルミン錠(商品名)、ファデルモン錠(商品名)等の、りマプロストをりマプロストアルフ ァデクスとして含有するリマプロスト アルファデクス錠が挙げられる。さらに、リマプロ ストを含有する錠剤としては、リマプロストを含有する錠剤であれば前記の錠剤以外 でもよい。また、特開2 00s -272458号、特開2 00s -314413 号、特開2 00s -0452 18号または特許第36463 10号に記載された錠剤を用いてもよい。該錠剤中の リマプロストの最は、1錠中、5 はgまたは1 0はg含まれるものが好ましい。該錠剤にお いて、リマプロストを、リマプロストのシクロデキストリン包接化合物(例えば、リマプロス ト アルファデクス) として含有する場合、リマプロストのシクロデキストリン包接化合物 中に含まれるりマプロストが、1錠中、5 はgまたは1 0はgになるよう換算して含まれるも のが好ましい。
- [0064] 本発明の剤の投与は、前記の好ましい投与呈、投与方法、投与期間、投与経路、剤型等を細み合わせて行う。具体的には、1日あたり5 はgから5 0はgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与することが眼循環障告の改苦には特に有効であり、1回あたり5 はgまたは1 0はgのりマプロストを、1日3回、2週乃至72週間、好ましくは2週乃至52週間、さらに好ましくは4週乃至28週間、さらに好ましくは4週乃至15週間、特に好ましくは6週乃至15週間経口投与することが好ましく、より具体的には、5はgまたは10はgのりマプロストを含有する錠剤を、1回1錠または2錠を1日3回、2週乃至72週間、好ましくは2週乃至52週間、さらに好ましくは4週乃至28週間、さらに好ましくほ4週乃至28週間、さらに好ましくほ4週乃至15週間、特に好ましくは6週乃至15週間、眼循環障害患者に投与することが好ましい。また、りマプロストを含有する錠剤は、りマプロストをりマプロストアル

ファデクスとして含有するりマプロストアルファデクス錠が好ましい。

- [0035] 本発明の剤に用いられるリマプロストまたはリマプロスト アルファデクスは、公知の方法、例えば特開昭55-100360号公報に記載された方法等によって製造することができる。
- [0036] 本発明の剤に用いられるりマプロストおよびりマプロスト アルファデクスの毒性は非常に低いものであり、医薬として使用するために十分安全である。
- [0037] 本発明の剤は、通常眼循環改苦のために用いられる薬剤と細み合わせて用いてもよい。

本発明の剤と細み合わせてもよい他の薬剤としては、例えば、循環改苦薬(例えば、カリジノゲナーゼ(Kallidinogenase)、アルプロスタジル(alprostadil)等)、血栓溶解薬、抗凝固薬、抗血小板薬、血管拡張薬(例えば、亜硝酸薬(ニトログリセリン、亜硝酸アミル等)等)、ビタミン薬(ビタミンC(アスコルビン酸(ascorbic acid))、ビタミンA(例えば、パルミチン酸レチノール(etinol Palmitate)等)、ビタミンB。(例えば、フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム(Flavin Adenine Dinucleotide Sodium))、ビタミンB。(ピッドキシン(py idoxine)、ピッドキザール(py idoxal)、ピッドキザン(py idoxiamine)等)、ビタミンB。(例えば、コバマミド(cobamamide)、シアノコバラミン(Cyanocobalamin)、コバラミン(Cobalamin)、ヒドロキソコバラミン(hydroxocobalamin)、メコバラミン(me coba lamin)等)、ビタミンE(酢酸トコフェロール(tocopherol acetate))、ヨウ素薬(例えば、ヨウ素レシチン等)、mブロッカー(塩酸トラゾリン(Tolazoline Hydrochloride)等)、プロスタグランジン製剤、低分子デキストランおよび止血薬(例えば、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム(Carbazochrome Sodium Sulfonate)、トラネキザム酸等)等が挙げられる。

[0038] 血栓溶解薬としては、例えば、tーPA類 (tーPA、アルテブラーゼ (alteplase)、チソキナーゼ (tisokinase)、ナテブラーゼ (nateplase)、パミテブラーゼ (pamiteplase)、モンテブラーゼ (monteplase)、デスモテブラーゼ (desmoteplase) 等)、ウロキナーゼ (urokinase)、プロウロキナーゼ (prourokinase)、ナザルプラーゼ (nasa ruplase)、ストレプトキナーゼ (streptokinase)等が挙げられる。ここで、tーPA類とは、tーPAおよびtーPA に改良を加えたもの (例えば、遺伝子組み換えtーPA、改変型tーPA)が挙げられ

る。

[0039] 抗凝 固薬としては、例えば、ヘパリン類 (ヘパリンナ トリウム (hepa_rin_sodium) 、ヘパリ ンカルシウム (hepa rin calcium)、ヘパリノイド、低分子へパリン類 (パルナパリン (Parna parin)、ダルテパリン(daltep min)、ダナパロイド(danapa roid)、エノキザパリン(enoxap arin)、ナドロパリン(nad roparin)、ベミパリン(bemipa rin)、レビパリン(fv ip arin)、チン ザパリン(tin zaparin)等)等)、活性心血液凝固第X因子阻告薬(フォンダパリヌックス (fondapa ri_{nux}), D_X-9 06 5 a, DU-176b, CS-3030, JTV-8 03, BM_S-56 1389 , BAY-59-7939, YM15 Q, LY-517717, KFA-1982, KFA-182 9、イドラパリヌックス $(idr_{apa}ri_{nux})$ 、 $D_{PC}-423$ 、 $D_{PC}-6$ 02、 $D_{PC}-A5235$ 0、Ota mixaban, HMR2 096, FxV-673, RPR-13 0673, MCM16, MCM17, T C-1 Q, $R_PR-25658$ Q, $R_PR-22543$ Q, $R_PR-247978$, $R_PR-231352$, $R_PR-231352$ PR-209685 , RPR-208944 , RPR-208815 , RPR-208707 , RPR-208815 $R_{P}R-200095$, $R_{P}R-130338$, $R_{P}R-130737$, $R_{P}R-132747$, $R_{P}R$ -1_{285} 15, RPR-12 0844, M-55113, M-5519 0, M-55555, M-5552 9, MLN-1 021, EGR- $_{Xa}$, CI-1 031, zD-5227, Ax-1826, zK-813 0 39, DE-00684, BIBT-986, BIBT-1011, BM-141248, PD-19896 1, PD-0313052, PD-313052, PMD-3112, PMD-3833, PMD-3805, $_{PMD-3829, PMD-2612, PMD-2837, PMD-2566, s EL-2711, s s R}$ -1_{22497} A, ssR -1_{265} 17, ssR -1_{28428} , ssR -1_{28429} , ssR -8_{067} 0 $A \times S \times R - 1219 \text{ O3 } A \times S \times R - 122429 \quad A \times S \times R - 122574 \quad A \times O \times R - 42675$ 活性 心血液凝 固第IX 因子阻告薬 (TTp - 889、224 AE3等)、ビタミンK拮抗薬 け ルファリン(wa rfarin) 等)、抗トロンビン薬(アルガトロバン(argatroban)、メシル酸ガベ キザート(gabexate mesilate)、メシル酸ナファモスタット(nafamostat mesilate)、キシメ ラガトラン(ximelagatran)、メラガトラン(melagatran)、ダビガトラン(dabigatran)、ビバリ ルディン(bivalirudin)、レビルジン(lepirudin)、ヒルジン(hirudin)、デシルジン(desiru din), s s R - 182289 A, s R - 12378 1A, s - 18326, $A_ZD - 0837$, LB - 3087 0、L-375378、M_{CC}-977、AT-1362 等)、活性化プロテインC製剤(乾燥濃 縮人活性 ペピプロテインC (human activated protein C))、アンチトロンビン111製剤、組

- 織因子経路阻告薬、トロンボモジュリン製剤 (ART-123、MR-33等)、カルボキシペプチダーゼU阻告薬 (ca rboxyPeptidase U inhibitor; thrombin-activatable fibrinoly sis inhibitor(TAFI)) (クエン酸ナトリウム、AZD-9684等) 等が挙げられる。
- [0040] 抗血小板薬としては、例えば、アスピリン(aspirin)、チクロピジン(ticlopidine)、クロピドグレル(clopidogrel)、ジピリダモール(dipy idamole)、シロスタゾール(cilostazol)、オザグレル(ozag rel)、ブラスグレル(Prasugrel)、イコザペント酸エチル(ethyl icosa pentate)、ベラプロスト(be rmprost)、サルポグレラート(sa rpogrelate)、GPIIb/IIIa 受容体拮抗薬(アブシキシマブ(abciximab)、チロフィバン(tironban)、エプチフィバチド(eptintbatide)、YM 028等)、AZD6140等が挙げられる。
- [0041] また、本発明の剤と細み合わせる他の薬剤には、上記したメカニズムに某づいて、現在までに見出されているものだけでなく今後見出されるものも含まれる。
- [0042] さらに、本発明の剤および/または他の薬剤による薬物治療を、その他の治療療法(レーザー光凝固、眼球マッザージ、高圧酸素療法、前房穿刺、硝子体手術等)と細み合わせて用いてもよい。
- [0043] 本発明の剤において、りマプロストを含有する固形製剤は、りマプロストに、必要に応じて、医薬として許容される添加剤を加え、単独製剤または配合製剤として汎用されている技術を用いて製造することができる。製剤化する際、りマプロストをりマプロストアルファデクスとして用いてもよい。
- [0044] リマプロストを含有する固形製剤を製造する場合、リマプロストの他に、さらに添加剤を含有していてもよい。添加剤としては、固形製剤を製造する際に一般的に使用されるものであればよく、例えば、賦形剤、結合剤、滑沢剤、崩壊剤、矯味剤、矯臭剤、界面活性剤、香料、着色剤、抗酸化剤、隠蔽剤、静電気防止剤、流動化剤、湿潤剤等を1種または2種以上適宜配合して用いることができる。
- [0045] 賦形剤としては、例えば、ブドウ糖、果糖、友芽糖、乳糖、典性で乳糖、還元乳糖、ショ糖、Dーマンニトール、エリスリトール、マルチトール、キシリトール、パラチノース、トレハロース、ソルビトール、トウモロコシデンプン、バレイショデンプン、コムギデンプン、コメデンプン、結品セルロース、タルク、無水ケイ酸、無水リン酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、ケイ酸カルシウム、デキストラン(例えば、デキストラン、デキストラン4

①、デキストラン7 O等)、ブルラン、デキストリン、アルファー化デンプン等が挙げられる 。結合剤としては、例えばヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセ ルロース、ボビドン、ボッビニルピロッドン、メチルセルロース、ボッビニルアルコール、 カルボキシメチルセルロース、部分アルファー化デンプン、アルファー化デンプン、ア ルギン酸ナトリウム、ブルラン、アラビアゴム末、ゼラチン、デキストリン等が挙げられ、 これらの1種あるいは2種以上適宜配合して用いてもよい。滑沢剤としては、例えばス テアリン酸マグネシウム、ステアリン酸 **か**レシウム、ショ糖脂肪酸エステル、フマル酸ス テアリルナトリウム、ステアリン酸、タルク、ボリエチレングリコール等が挙げられる。崩 壊剤としては、例えば低置換度ヒドロキシプロピルセルロース、カルメロース、カルメロ ースカルシウム、カルボキシメチルスターチナトリウム、クロスカルメロースナトリウム、ク ロスポビドン、ヒドロキシプロピルスターチ、トウモロコシデンプン等が挙げられる。矯味 剤としては、例えば 白糖、D一ソルビトール、キシリトール、クエン酸、アスコルビン酸、 酒石酸、リンゴ酸、アスパルテーム、アセスルファムカリウム、ソーマチン、ザッカリンナ トリウム、グリチルリチンニカリウム、グルタミン酸ナ トリウム、5'ーイノシン酸ナ トリウム、 5'ーグアニル酸ナトリウム等が挙げられる。矯臭剤としては、例えばトレハロース、リン ゴ酸、マルトース、グルコン酸カリウム、アニス桔仙、バニラ桔仙、カルダモン桔仙等が 挙げられる。界面活性剤としては、例えばポリソルベート(ボリソルベート8 Oなど)、ボ リオキシエチレン・ポリオキシプロピレン共重合物、ラウリル硫酸ナトリウム等が挙げら れる。香料としては、例えばレモン仙、オレンジ仙、メントール、はっか仙等が挙げら れる。着色剤としては、例えば酸化チタン、食用黄色5号、食用肯色2号、三二酸化 鉄、黄色三二酸化鉄等が挙げられる。抗酸化剤としては、例えばアスコルビン酸ナト リウム、Lーシステイン、亜硫酸ナトリウム、ビタミンE等が挙げられる。隠蔽剤としては 、例えば酸化チタン等が挙げられる。静電気防止剤としては、例えばタルク、酸化チ タン等が挙げられる。流動化剤としては、例えば軽質無水ケイ酸、タルク、含水二酸 化ケイ素等が挙げられる。湿潤剤としては、例えばポリソルベート80、ラウリル酸硫酸 ナト^リウム、ショ糖脂肪酸エステル、マクロゴール、ヒドロキシプロピルセルロース(Hp C) 等が挙げられる。これらの添加剤は、一般的に経口投与製剤に通常用いられる割 合で配合される。また、上記以外にも、公知の文献、例えば、薬事日報社2000年刊「

医薬 品添加物辞典」(日本 医薬 品添加剤協会編集)等に記載されているような添加剤を用いてもよい。

- [0046] リマプロストを含有する固形製剤は公知の方法で製造することができ、例えば、伝動造粒機、撹件造粒機、流動造粒機、遠心伝動造粒機、乾式造粒機等を用いて、造粒することにより願粒を製造することができる。
- 該 固形製剤は、例えば上記方法で得られる願粒をそのまま願粒剤として用いること 0047 ができる。また、固形製剤には、上記願粒を含有するカプセル剤も含まれる。カプセ ル剤は公知の方法で製造**す**ることができ、例えば前記願粒、さらに必要に応じて添 加剤を添加したものを硬カプセル(例えば、ゼラチンカプセル、ヒドロキシプロピルメチ ルセルロース (HpMC)カプセル、ブルランカプセル、ボッビニルアルコール (PVA)カプセル等)にカプセル充填機を用いて充填することにより、行なっことができる。また 、固形製剤には、上記願粒を含有する錠剤も含まれる。錠剤は公知の方法で製造す ることができる。例えば上記願粒および必要に応じて添加剤を均等に混合し、回伝式 打錠機等 にょって圧縮成形して素錠を得、該素錠をそのまま錠剤にして使用してもよ く、必要に応じてさらにコーティング某剤を用いて被覆してもかまわない。また、造粒 を行わずに薬物等を含有する混合末を調製し、それを回伝式打錠機等によって錠剤 化することもできる。さらに、上記願粒の代わりに、リマプロストおよび賦形剤を溶媒(例えば水、有機溶媒(例えば、エタノール、アセトン等)、またはそれらの混合溶媒等) に溶解し、常法に従って凍結乾燥した凍結乾燥品を用いて錠剤を製造してもよい。 すなわち、りマプロストを含有する凍結乾燥品を粉伸した後、必要に応じ**で**添加剤を 添加して混合し、打錠することによって錠剤にしてもよい。

実施例

- [0048] 以下、臨床薬理試験例および製剤例によって本発明を詳述するが、本発明はこれらに限定されるものではない。また当然ではあるが、本発明の範囲を逸脱しない範囲で種々の条件を変べさせてもよい。以下の臨床例では、1日あたり、リマプロストアルファデクス錠6錠(1回2錠、1日3回)を投与しているが、同様に、1日あたり、リマプロストアルファデクス錠3錠(1回1錠、1日3回)を投与する場合でも有効である。
- [0049] [臨床薬理試験例」

臨床 例1

全身的または眼科的既往歴がなく、1週間前から左視力低下がみられる網膜血管 閉塞症患者(6 0歳男性)に、1 日あたり、りマプロスト アルファデクス錠(商品名:オパルモン錠,リマプロストとして5 はg/錠)6錠(1回2錠、1日3回)を11ヶ月間経口投与した。併せて、1 日あたりブレドニゾロン(商品名:ブレドニン)2 0mgを6 日間投与し、さらに、1 日あたり柴苓湯(商品名:ツムラ柴苓湯エキス願粒)9gを5ヶ月間投与した。投与患者の初診時所見は、左眼矯正視力0.4、左眼底は血管の拡張蛇行、網膜出血と網膜白斑が著明であった。治療開始1ヶ月後より眼底所見は改苦し始め、視力も5日後には0.9まで回復し、その後も低下することなく、3ヶ月後には1.0まで回復した。眼底出血や血管典常も投与45日でほとんど消失した。

なお、図面にリマプロスト処置前(図1)と1週間投与後(図2)、3ヶ月投与後(図3)、 9ヶ月投与後(図4)の左眼底写真を示した。

上記の試験からも明らかなように、パマプロストを投与することによって眼循環障告に起因する症状が改苦された。なお、ブレドニゾロン短期投与は急性期血管炎の抑制、柴苓湯は網膜浮腫軽減目的で投与した。これらそれぞれの単独投与では、眼循環障告の治療効果はみられない。

「0050] 「製剤例」

本発明に用いられる代表的な製剤例を以下に示す。

製剤例1

デキストラン4 0を35 0g秤呈し、精製水1875gに溶解した。これに5 0gのリマプロストアルファデクスを溶解した後、常法に従い凍結乾燥した。得られた粉末4gにデキストリンを26g、乳糖を252.9g、トウモロコシデンプンを15g、軽質無水ケイ酸を0.6g、ステアリン酸を1.5g混合し、ロータリー式打錠機を用いて、打錠圧8 00kg/cm²で打錠および 60° C、0.1キロパスカル以下、2時間の条件にて乾燥することにより1錠(100mg、6.5mmゅ)当りリマプロストを5 は g含有する錠剤2 000錠を得た。錠剤 (100mg)1錠中の組成を表1に示す。

「表1]

表ェ

リマプロスト アルファヂタス (リマプロストとして5 μg)	0.	1 6	7 m g
ヂキストラン4 O	1.	1 6	7 m g
デキストリン	8.	6 7	m g
乳糖	84.	3	m g
トゥモロコシヂンプン	5.	0	m g
軽質無水ケイ酸	Ο,	2 0	m g
ステアリン酸	0.	5 0	m g
<u>-</u> +	100.	O	m g

産業上の利用可能吐

[0051] 眼循環障告忠者に、1日あたり5ょgから5 0ょgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼循環障告改苦用剤を用いれば、眼循環障告が改苦され、眼循環障告に起因する症状の治療および/または進展を抑制することができる。さらに、眼底周辺部に加え黄斑部の出血や浮腫が改苦されるので視力低下等の症状を改苦することができ、また眼循環障告に起因する疾忠に伴う眼底出血の消失期間、およびそれに伴う視力低下の回復および/または視野障告改苦までの期間を短縮することができる。

また本発明の剤は経口投与可能であるため、優れた利便性を有する安全かつ有効な眼循環障告改苦用剤となり^うる。

図面の簡単な説明

- [0052] [図1]本発明の剤の処置前の左眼底写真を示す。
 - [図2]本発明の剤の投与1週間後の左眼底写真を示す。
 - 「図3]本発明の剤の投与3ヶ月後の左眼底写真を示す。
 - [図4]本発明の剤の投与9ヶ月後の左眼底写真を示す。

請求の範囲

- [1] 眼循環障告忠者に、1日あたり5ょgから50ょgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼循環障告改苦用剤。
- [2] 眼循環障告に起因する症状の治療用および/または進展抑制用である請求項1 記載の剤。
- [3] 眼循環障告に起因する症状が、網膜血管閉塞症または糖尿病網膜症である請求項2記載の剤。
- [4] 投与期間が4週乃至15週間である請求項1記載の剤。
- [5] 1日1回乃至3回経口投与するための請求項1記載の剤。
- [6] 1回あたり5ょgまたは1 0ょgのりマプロストを、1 日3回、経 口投与するための請求項5記載の剤。
- [7] 1回あたり5 はgまたは1 0はgのりマプロストを、1 日3回、4週乃至15週間経口投与 するための請求項6記載の剤。
- [8] 錠剤、カブセル剤または願粒剤である請求項1記載の剤。
- [9] 血管拡張用、血小板凝集抑制用、赤血球変形能九進用、活性酸素産生抑制用、 出血吸収促進用および/または血管新生抑制用である請求項1記載の剤。
- [10] 眼循環障告に起因する症状が、視神経萎縮、網膜血管炎、眼底出血、網膜浮腫、 黄斑浮腫、血管新生および/または網膜白斑である請求項2記載の剤。
- [11] 眼循環障告に起因する症状が、視力低下、視野障告、霧視、変視、中心暗点、飛蚊症、頭痛および/または眼痛である請求項2記載の剤。
- [12] 治療用が眼底出血の消失期間短縮用である請求項2記載の剤。
- [13] 治療用が眼底出血に伴う視力低下の回復および/または視野障告改苦の期間短縮用である請求項2記載の剤。
- [14] 眼循環障告に起因する症状に伴う合併症の治療用および/または予防用である 請求項1記載の剤。
- [15] 合併症が、低循環網膜症、虹彩ルベオーシス、血管新生緑内障および/または網膜剥離である請求項14記載の剤。
- [16] 眼底 出血が、網膜血管 閉塞症または糖尿病網膜症 に伴う眼底 出血である請求項1

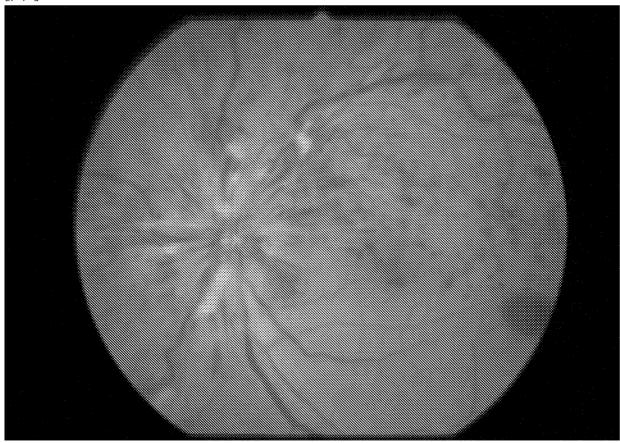
- 2記載の剤。
- [17] 網膜血管閉塞症忠者に、1 日あたり5 はgから5 0はgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼底出血の消失期間短縮用剤。
- [18] 1回あたり5 は g または1 0 は g の り マプロストを、1 日3 回、2週 乃至52週 間経 口投与 するための請求項17記載の剤。
- [19] 網膜血管閉塞症患者に、1 日あたり5 はgから5 0はgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼底出血に伴う視力低下の回復および/または視野障告改苦の期間短縮用剤。
- [20] 1回あたり5 はgまたは1 0はgのりマプロストを、1 日3回、2週乃至52週間経口投与 するための請求項19記載の剤。
- [21] 1回あたり5 はgまたは1 0はgのりマプロストを、1 日3回、4週乃至15週間経口投与 するための請求項18または2 0記載の剤。
- [22] 糖尿病網膜症患者に、1 日あたり5 はgから5 0はgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼底出血の消失期間短縮用剤。
- [23] 1回あたり5 は g または1 0 は g の り マプロストを、1 日3 回、2週 乃至52週 間経 口投与 するための請求項22記載の剤。
- [24] 糖尿病網膜症患者に、1日あたり5はgから50はgのりマプロストを2週乃至72週間経口投与するための眼底出血に伴う視力低下の回復および/または視野障告改苦の期間短縮用剤。
- [25] 1回あたり5ょgまたは10ょgのリマプロストを、1日3回、2週乃至52週間経口投与 するための請求項24記載の剤。
- [26] リマプロストと、循環改苦薬、血栓溶解薬、抗凝固薬、抗血小板薬、血管拡張薬、ビタミン薬、ヨウ素薬、mブロッカー、プロスタグランジン製剤、低分子デキストランおよび止血薬から選択される1種以上とを細み合わせて投与するための請求項1記載の剤。
- [27] 眼循環障告忠者に対し、1日あたり5ょgから50ょgのリマプロストを2週乃至72週間経口投与することを特徴とする眼循環障告改苦方法。
- [28] 眼循環障告に起因する症状の治療および/または進展抑制方法である請求項27

記載の方法。

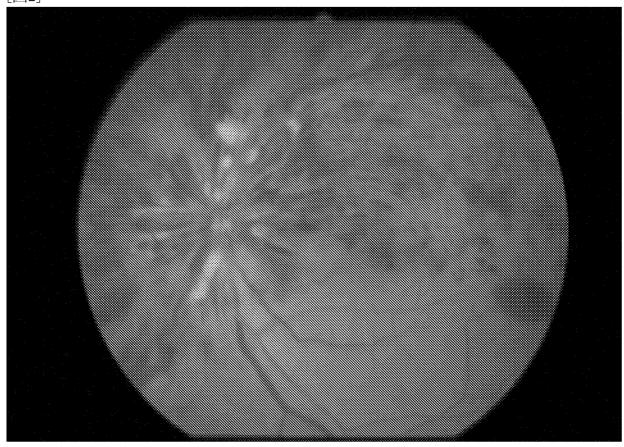
- [29] 1 日**あた**り5 は g **か**ら5 0 は g **の**りマプロストを2週 乃至72週 間経 口投与**す**るための眼循環障告改苦用剤。
- [30] 眼循環障告改苦剤が眼循環障告に起因する症状の治療用および/または進展抑制用剤である請求項29記載の剤。

WO 2008/023784 PCT/JP2007/066430

[図1]

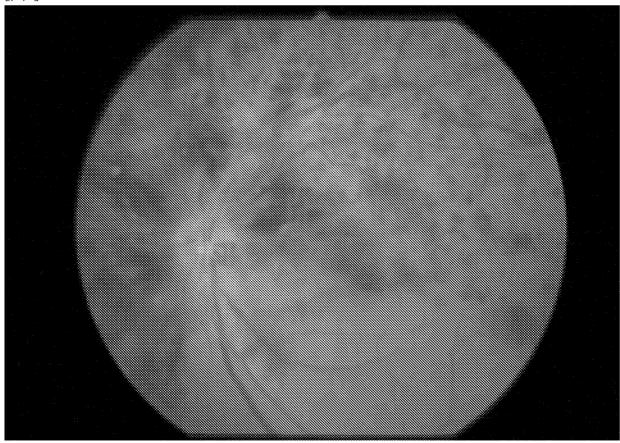






WO 2008/023784 PCT/JP2007/066430

[図3]







INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2007/066430

A. CLASSIFICATION	OF SUB JECT MATTER
-------------------	--------------------

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) $A61K31/5575 \,, \quad A61K9/16 \,, \quad A61K9/20 \,, \quad A61K9/48 \,, \quad A61K45/00 \,, \quad A61K47/04 \,, \\ A61K47/36 \,, \quad A61P9/00 \,, \quad A61P9/10 \,, \quad A61P27/02$

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included m the fields searched Shinan Koho 1922 - 1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2007 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2007 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994 -2007

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

CAplus (STN) , CAOLD (STN) , REGI STRY (STN) , MEDLINE (STN) , BI OS I S (STN) ,

EMBASE (STN) , WPI DS (STN) , JMEDPlus (JDream2) , JST7 5 8 0 (JDream2) ,

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Further documents are listed in the continuation of Box C.

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Х	Ryosuke WAKUSAWA et al., "Shinkosei no Gimomaku	1-11,14,26,
Y	Shikiso Hensei o Teishita white dot syndrome no 1 Rei", Japanese Journal of Clinical Ophthalmology, 2006 Nen 5 Gatsu, Vol.60, No.5, pages 775 to 780	29,30 12,13,15-25
Y	Natsuyo HATA et al., "Jiko Men'eki Momakusho ga Utagawareta 2 Rei", Japanese Journal of Clinical Ophthalmology, 2005 Nen 11 Gatsu, VoI 52, No.12, pages 1837 to 1842	1-26,29,30
Y	Junji KOMABA et al , "Kenko Seijin Dansei o Taisho to shita Opalmon-jo (Limaprost Afladex- jo) no Rinsho Yakubutsu Dotai Shiken", The Journal of Medicine, 25 February, 2005 (25. 02.05), Vol. 53, No. 2, pages 265 to 271	1-26,29,30

* Special categories of citad documents: "A" document defining the general te of the a which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is	 "T" later document published after the international filing date or pπoπty date and not in conflict with the application but cited to understand the pπnciple or theory underlying the invention "X" document of particular relevance, the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P' document published pπor to the international fling date but later than the pπoπty date claimed	"Y' document of particular relevance, the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&' document member of the same patent family
Date of the actual completion of the international search	Date of mailing of the international search report
22 October , 2007 (22.10.07)	3 0 October , 2 0 0 7 (3 0 . 1 0 . 0 7)
Name and mailing ad gress of the ISA/	Authorized officer
Japanese Patent Office	
Facsi rule No	Tele phone No
E DOMETICA (010 / 1 1 1 1) /A 11 0005	

See patent mmily annex.

Y Masanori FUKUSHIMA, Merck Manual, 17th edition, Japanese language edition, Nikkei Business Publications, Inc., 10 December, 1999 (10.12.99), pages 728 to 736 15-25 Y Shigeaki HINOHARA et al., 1997 Kyo no Chiryo Shishin, Igaku-Shoin Ltd., 15 January, 1997 (15.01.97), pages 816 to 818 10,12,13 Y W0 2000/10605 Al (Sen]u Pharmaceutical Co., Ltd.), 02 March, 2000 (02.03.00), Full text; particularly, page 2, lines 10 to 19 & EP 1112749 A2 & CA 2341195 A 10,12,13 Y W0 1998/29135 Al (Kirin Brewery Co., Ltd.), 09 July, 1998 (09.07.98), Full text; particularly, page 1, line 8 to page 3, line 15 & EP 956866 Al & AU 7888798 A 10,12,13 A Noboru SEKIYA et al., "Opalmon-jo no Kashitsuka deno Anteisei Kaizen I - Dextran Matawa Dextrin no Tenka ni yoru Anteika -", Journal of Pharmaceutical Science and Technology, Japan, 01 March, 2006 (01.03.06), Vol. 66, No. 2, pages 160 to 166 1-26,29,	ategory*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No
Shishin, Igaku-Shoin Ltd., 15 January, 1997 (15.01.97), pages 816 to 818 Y		Masanori FUKUSHIMA, Merck Manual, 17th edition, Japanese language edition, Nikkei Business Publications, Inc., 10 December, 1999 (10.12.	10,12,13,
Ltd.), 02 March, 2000 (02.03.00), Full text; particularly, page 2, lines 10 to 19 & EP 1112749 A2 & CA 2341195 A Y W0 1998/29135 Al (Kirin Brewery Co., Ltd.), 09 July, 1998 (09.07.98), Full text; particularly, page 1, line 8 to page 3, line 15 & EP 956866 Al & AU 7888798 A A Noboru SEKIYA et al., "Opalmon-jo no Kashitsuka deno Anteisei Kaizen I - Dextran Matawa Dextrin no Tenka ni yoru Anteika -", Journal of Pharmaceutical Science and Technology, Japan, 01 March, 2006 (01.03.06), Vol. 66, No. 2, pages 160 to 166 A JP 2005-314413 A (Ono Pharmaceutical Co., Ltd.), 10 November, 2005 (10.11.05), Full text; particularly, Claims; page 7, Par. No. [0028]; examples	У	Shishin, Igaku-Shoin Ltd., 15 January, 1997	10, 12, 13, 15-25
09 July, 1998 (09.07.98), Full text; particularly, page 1, line 8 to page 3, line 15 & EP 956866 Al & AU 7888798 A A Noboru SEKIYA et al., "Opalmon-jo no Kashitsuka deno Anteisei Kaizen I - Dextran Matawa Dextrin no Tenka ni yoru Anteika -", Journal of Pharmaceutical Science and Technology, Japan, 01 March, 2006 (01.03.06), Vol.66, No.2, pages 160 to 166 A JP 2005-314413 A (Ono Pharmaceutical Co., Ltd.), 10 November, 2005 (10.11.05), Full text; particularly, Claims; page 7, Par. No. [0028]; examples	У	Ltd.), 02 March, 2000 (02.03.00), Full text; particularly, page 2, lines 10 to 19	10, 12, 13, 15-25
deno Anteisei Kaizen I - Dextran Matawa Dextrin no Tenka ni yoru Anteika -", Journal of Pharmaceutical Science and Technology, Japan, 01 March, 2006 (01.03.06), Vol. 66, No. 2, pages 160 to 166 A JP 2005-314413 A (Ono Pharmaceutical Co., Ltd.), 10 November, 2005 (10.11.05), Full text; particularly, Claims; page 7, Par. No. [0028]; examples	Y	09 July, 1998 (09.07.98), Full text; particularly, page 1, line 8 to page 3, line 15	10, 12, 13, 15-25
Ltd.), 10 November, 2005 (10.11.05), Full text; particularly, Claims; page 7, Par. No. [0028]; examples	A	deno Anteisei Kaizen I - Dextran Matawa Dextrin no Tenka ni yoru Anteika -", Journal of Pharmaceutical Science and Technology, Japan, 01 March, 2006 (01.03.06), Vol.66, No.2, pages	1-26 , 29, 30
	A	Ltd.), 10 November, 2005 (10.11.05), Full text; particularly, Claims; page 7, Par. No. [0028]; examples	1-26,29,30

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No. PCT/JP2007/066430

Continuation of B. FIELDS SEARCHED	<u> </u>
CONCINUACION OF B. FIEDDS SEARCHED	
Electronic data base consulted during the	international search
(name of data base and, where practicable,	search terms used)
JSTPlus (JDream2)	
USIPIUS (UDIEdiliz)	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2007/066430

Box No. 11	Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)
1. X Claims because Claims therapy, searching 17(2) (a) 2 I Claims because	search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons Nos.: 27, 28 they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely: 27 and 28 relate to a method for treatment of the human body by and therefore relate to a subject matter which this international authority is not required, under the provisions of PCT Article (i) and PCT Rule 39.1(iv), to search. Nos.: they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an that no meaningful international search can be carried out, specifically:
3. Claims because	Nos.: e they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).
Box No. Ill	Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)
1. As all reclaims.	equired additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable
2. As all so	earchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of
3. As only	v some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers ose claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
_	uired additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is ed to the invention first mentioned m the claims; it is covered by claims Nos.
Remark on Pro	The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, payment of a protest fee
	The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified m the invitation
	No protest accompanied the payment of additional search fees.

国際調査報告

国際出肺番号 PCT / JP2007/066430

A . 発明の属**す**る分野の分類 (国際特許分類 (I PC))

B 調査を行った分野

調査を行った最小限貸科 (H際特許分類 (i PC))

最小限資料以外の貸料で調査を行った分野に含まれるもの

 日本国実用新案公報
 1922-1996年

 日本国公開実用新案公報
 1971-2007年

 日本国実用新案登録公報
 1996-2007年

 日本国登録実用新案公報
 1994-2007年

国際調査で使用した電子テータヘース (テータヘースの名称、調査に使用した用括)

Caplus (STN), CaOLD(STN), REGISTRY (STN), MEDLINE(STN), BIOSIS(STN), EMBASE(STN), WPIDS(STN), JMEDPlus (JDrea π^2), JST7580 (jDream2), JSTPlus (Dream2)

C 関連すると認められる文献

C. ME 7	こ 能 め 51 にる 文 制	
引用文献 <i>(</i> D カテコリー	引用文献名 及ひ一部の箇所か関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求 の範囲の番号
X	涌澤亮介 他,進行性の偽網膜色素変性を呈した white dot syndrome (D 1 例,臨床眼科, 2006 年 5 月, Vol. 60/No. 5, p. 775-780	1-11, 14, 26, 29, 30
Y	·	12, 13, 15-25
Y	畑 奈津代 他, 自己免疫網膜症か疑われた2例,臨床眼科,2005年 11月,Vol.52/No.12, p.1837-1842	1-26, 29, 30

汀 C欄の続きにも文献か列挙されている。

汀 パテントファミリーに関する別紙を参昭。

引用文献のカテコリー

- IA 」特に関連 の ある文献ではなく、一般的技術水準を示す もの
- IE」国際出願日前の出願または特許であるか、国際出願日 以後に公表されたもの
- □ 「限先権王張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若し<は他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)</p>
- IO 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
- rpi 国際出願目前て、かつ優先権の王張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

- IT」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
- 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみて発明 の新規性又は進歩性かないと考えられるも*(*2)
- 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以 上の文献との、当業者にとって自明である組合せに よって進歩佳かないと考えられるもの
- T& | 同一ハテントファミリー文献

国際洞査を完了した日

22.10.2007

国際調査報告の発送日

 $3\ 0\ .\ 1\ 0\ .\ 2\ 0\ 0\ 7$

国際洞査機関の名称及ひあて先

日本 国特許庁 (I S A **ノ** J P) 郵便番号 1 0 0 - 8 9 1 5

東京都千代田区霞か関三丁目4番3号

特許庁審査官(権限のある職員)

4C 3543

富麻 博文

電話番号 03-3581-1101 内線 3452

国際出願番号 PCT/ J P2007/066430

C (続き).		
引用文献 の カテコリー	引用文献名 及ひ一部の箇所か関連するときは、その関連する箇所の表示	関連 す る 請求の範囲の番号
Y	駒場淳二 他,健康成人男性を対象としたオパルモy錠 (リマプロスト アルファデスク錠) の臨床薬物動態試験,医学と薬学,2005.02.25, vol. 53/NO. 2, p. 265-271	1-26, 29, 30
Y	福島雅典, メルクマニュアル, 第 17 版 日本語版 , 日経 BP 社, 1999. 12. 10, p.728-736	10, 12, 13, 1525
Y	日野原車明 他, 1997 今日の治療指針,医学苫院, 1997.01.15, p.816-818	10, 12, 13, 15 25
Y	wo 2000/10605 Al (千寿製薬株式会社) 2000.03.02,全文、特に、 第2頁第10-19行& EP 1112749 A2 & CA 2341195 A	10, 12, 13, 15 25
Y	WO 1998/29135 Al (麒麟麦酒株式会社) 1998.07.09 ,全文、特に、 第1頁第8行-第3頁第15行 & EP 956866 Al & AU 7888798 A	10, 12, 13, 15 25
A	関屋 昇 他 / オパルモy錠の加湿下での安定性改苦 I-デキストランまたはデキストリンの添加による安定化-,薬剤学, 2006. 03. 01 / vol. 66/No. 2,p. 160-166	1-26, 29, 30
A	JP 2005-314413 A (パ)野薬品工業株式会社) 2005.11.10 ,全文、特に、[特許請求の範囲]、第7頁 [0028]、実施例 (ファミリーなし)	1-26, 29, 30

第Ⅱ欄 請求の範囲の一部の調査かてきないときの青見 (第1ペーノの2の続き)

供第8条第3項 (PCT17条(2)(a)) の規定により、こ(75 国際調査報告は次の理由により請大の範囲の一部について作成しなかった。

1. 汀 請求の範囲___<u>27,28</u>_____ は、この国際調査機関か調査をすることを要しない対象に係るものである。 つまり、

請水の範囲27, 28 は、治療による人体の処置方怯に関するものであって、PCT第17条(2) (a) (i) 及①山CT規則39. 1 (iv) の規定により、この回際調査機関か調査をすることを要しない対象に係るものである。

- 2. 汀 請求の範囲は、有青義な国際調査をすることかてきる程度まて所定の要件を備たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
- 3. **『** 請求の範囲 は、従属請求の範囲でありてPCT規則6.4(a)の第2文及**ひ**第3文D規定に 従って記載されていない。

第Ⅲ欄 発明の単一性か欠如しているときの意見(第1ペーンの3の続き)

次に辻へるようにこの国際出願に二以上の発明かあるとこの国際調査機関は認めた。

- 1. 汀 出願人か必要な追加調査手教料をすべて期間内に納付したのて、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求の範囲について作成した。
- 3. 亡 出腫人か必要な追加調査手教科を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数科の納付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。
- **4.** 『 出願人か必要な追加調査手教科を期間内に納付しなかったのて、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求の範囲について作成した。

追加洞査手教科の異議の中立てに関する任青

- 『『追加洞査手数科及び、咳当する場合には、異議申立手教科⑺₅納付と共に、出願人から異議申立てかあった。
- 汀 追加洞査手数科の納付と共に出願人から異議申立てかあったか、異議申立手教科か納付命令書に示した期間 内に支払われなかった。
- Γ 追加調査手教料の納付はあったか、異議申立てはなかった。